

# 岡山県公報

発行

岡山県



【選挙管理委員会】

- 選挙運動に関する支出金額の制限額
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

目次

選挙管理委員会

担当課（室）

目次

担当課（室）

◎岡山県選管告示第九十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者一人が選挙運動に關し支出することができる金額の制限額は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

岡山県第一区	二三、九八〇、	二〇〇円
岡山県第二区	二五、二六七、	六〇〇円
岡山県第三区	二五、〇五九、	五〇〇円
岡山県第四区	二五、一三二、	一〇〇円

◎岡山県選管告示第九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

三〇、七一九

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）

総 社 市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区	岡山市北区・加賀郡	選 挙 区	数
一八、七八〇	一八、二八七	一二、七五八	一五、七六八	三四、五五九	一三三、六九〇	四五、五三三	二五、六〇六	三九、九五八	八三、八八五	選 挙 区	数
久米郡	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和気郡	新見市	高梁市	選 挙 区	数
四、九二三	四、九二三	一二、三六五	七、五八九	一一、九七九	一一、八三一	一〇、一九三	一二、七三四	七、六四七	七、五四九	二九一、九九四	二九一、九九四